

社会保障審議会児童部会

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門部会(第14回)

令和元年12月12日(木)

基本方針についての意見

- ・基本方針に定める施策の実施状況について
- ・基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項

平成26年改正法の改正後の施行状況に関する事項

その他(ひとり親家庭支援策の取り組み状況、課題等について)

はじめに

全国母子・父子自立支援員連絡協議会のメンバーからの意見、
全国母子・父子自立支援員等研修会プログラムの四つの分科会からの要望とアンケートに
あった意見と要望を集約したものを中心にまとめたものです。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について一言。

福祉資金の滞納者の多くは、母子家庭の母が寡婦となり健康を損ねて就労がままならぬこと、
連帯借主の子供が成人しても自身に課題を抱えて就労が安定せず働いていないのが主な要因
ですが、自己責任だと言わないでください。努力を重ねてきたことを支援員は見てきましたし、
困難を乗り越えられるようこれからもお声掛けをしていきたいと存じます。

「子どもの自立」あってこそその「母子・父子・寡婦の自立と幸せ」

所得や年齢に制限されることなく支援策が届くことを望みます。

ひとり親家庭の皆さんの生涯に寄り添う支援策の在り方を考えて、できる支援、使える支援、
実現をする支援、福祉がかなう支援をひとり親家庭・寡婦の皆様や、ともに支援に努力を重ねる
同士の皆様と歩みたいと思います。

基本方針についての意見

- ・基本方針に定める施策の実施状況について
- ・基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 1

就労

- ・就労を獲得して長期雇用継続が生活安定につながる。その為の制度の構築と見直し
- 3 特定求職者雇用開発助成金は雇用につながる施策として有効、延長線上の長期雇用継続のつながる施策の開発を望む
- ・ひとり親家庭の事情を理解しその対応と体制のある企業の求人票に、「ひとり親家庭が安心して働く環境に配慮がありますよ」マークを付ける。(例:くるみんマーク)
- ・求職者支援制度の活用にあたり、給付金の支給要件でひとり親の特徴である子育てに関する要因での資格取得講座の欠席に配慮をしていただきたい

- ・寡婦やひとり親の子供に対する就業・就労支援の創設

基本方針に定める施策の実施状況について
基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 2

事業の対象者の拡大

児童扶養手当の受給者の拡大が多くの支援事業の対象者拡大につながる。

- 4
- ・ 所得制限のさらなる引き上げ
- ・ 同居する扶養義務者は両親のみ
- ・ 初年度の所得制限において、扶養する子供数の所得制限としてみなす

- ・ 寡婦の支援の拡大として、給付金事業、自立支援プログラム事業、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者に加える

基本方針に定める施策の実施状況について
基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 3

母子父子寡婦福祉資金の見直し

- ・ 就学支度資金:修業施設の償還期限を20年に延長
- ・ 公立高校の就学支度資金の限度額の引き上げと、小・中学就学支度資金の引き上げ

5

寡夫福祉資金の創設

基本方針に定める施策の実施状況について

基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 4

養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

正しい離婚協議キャンペーンの展開と離婚前相談の充実

6

交流ポ
会、団
面、者
や、な
費、事
育、当
養、一
、親と
方、自
り、自
在、の
の、法
議、司
協、善
婚、最
離、省
益、の
展、務
に、も
た、法
た、ど
の、子
立、子
善、子
に、省
最、省
一、省
の、務
点、等
の、掲
視、総
も、体
の、掲
の、を
も、子
ど、省
ど、間
子、省
な、民
い、間
子、省
な、間
い、間
流、係
テ、ジ
関、ビ

基本方針に定める施策の実施状況について
基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 5

母子・父子プログラム策定事業

とても有効な支援だが、地域の取組みに差がある
なぜか

7

事業の実施自治体、策定件数が減少。事業の地域による取組の差とばらつきを検証をして自治体に取組みを推進する

基本方針に定める施策の実施状況について

基本方針に新たに盛り込みたい事項、修正を希望する事項 6

相談体制の整備

母子・父子自立支援員が役割を遂行できる処遇と、専門性が発揮できる働き方を検証し、雇用・待遇の就労環境を整えて人材を育成する

8

ひと親家庭や寡婦の支援助は、誕生間の親かから終末までもの生涯支援助と世代、
に及長期伴走型支重の支は、その見親間の親かから終末までもの生涯支援助と世代、
に及長期伴走型支重の支は、その見親間の親かから終末までもの生涯支援助と世代、

さまざまな問題を抱えたひとり親家庭の支援には、的確に対応できる
相談機関、母子父子自立支援員の体制が整備されなければなりません

母子・父子自立支援員の専門性を確保して、その知識・経験が蓄積さ
れるために安定した長期的な雇用環境が必要

その他(ひとり親家庭支援策の取り組み状況、 課題等について) 1

寡婦の支援施策について

寡婦家庭、寡夫家庭として母と子に、父と子に一体化した支援をする
教育訓練等1-4年間の訓練中の途中で寡婦となれば給付金支援が終了する

寡婦・寡夫のみでなく子どもに支援(就労・教育学習支援等)をしないと自立につながらない

11

父子家庭の支援施策について

子育て・家事と仕事の両立支援、児童へ教育学習支援が重要
寡夫福祉資金の創設

その他(ひとり親家庭支援策の取り組み状況、
課題等について) 2

母子・父子自立支援員の地位の向上

母子・父子自立支援員の専門性を確保し長期的な雇用環境と、本来の職務遂行の確保

12

全国母子・父子自立支援員等研修の開催実施について

自治体が開催に対して消極的、非協力的、県母子・父子自立支援員連絡協議の負担が増し、全国母子・父子自立支援員連絡協議会からの脱会が続き全国研修会開催が窮地に陥っている

全国母子・父子自立支援員等研修会の安定した実施要綱の構築

その他(ひとり親家庭支援策の取り組み状況、
課題等について) 3

自治体の取り組む相談支援体制への整備

自治体の利用率の低さを真剣に受け止めて信頼される相談窓口体制の構築に取り組む

母子・父子自立支援員がひとり親家庭、寡婦の福祉につながる働き方ができる体制を整える。同行訪問、アウトリーチ、本来の職務に専念

ひとり親家庭等への相談支援を行うにあたっては、厚生労働省作成「ひとり親家庭支援の手引き」に則して業務を行う等の相談支援体制の整備を行う

自治体、職員の養成

担当職員の研修会参加によりひとり親家庭、寡婦等の福祉支援策の実現に取り組む

全国母子・父子自立支援員連絡協議会

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課内

昭和35年11月に「全国母子相談員連絡協議会」として発足

目的 母子・父子自立支援員等の資質並びに社会的地位の向上を図る

14

目的を達成するための事業

- ・ 単位団体相互の連絡
- ・ ブロック連絡協議会の開催
- ・ 各関係機関との連絡
- ・ 母子家庭父子家庭寡婦の福祉に関する諸問題の研究
- ・ その他本会の目的達成に必要な事業

主な事業は、全国母子・父子自立支援員研修会の運営と厚生労働省のひとり親福祉行政への協力、各ブロック協議会の助成など